親子関係形成支援事業に関するFAQ【第2.5版】

※備考欄の記載の趣旨　◇「新規」＝本FAQにおける新規問　　◇「修正」＝本FAQにおける修正問

No.	問	答	備考
1	親子関係形成支援事業において、具体的なプログラムの指定があるか。	特に具体的なプログラムの指定はありません。	
2	訪問での個別実施は可能か。	グループワークやロールプレイを実施することとしており、10 名程度が集まって実施する形を原則想定しているところであるが、欠席等により、訪問してフォローすることなどは考えられます。	
3	親子再統合支援事業と親子関係形成支援事業の違いは何か。	親子再統合支援事業は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を想定しています。対して、親子関係形成支援事業は、子育てに悩みや不安のある保護者とそのこどもを対象とし、グループワークなどを行うことにより、よりよい親子関係づくりのための支援を行うものを想定しています。	修正
4	親子関係形成支援事業の委託先としては、どのようなところを想定しているのか。	社会福祉法人やNPO等、事業実施に資する事業者を広く想定しています。	
5	プログラム実施者について、「市町村が適当と認める研修の受講歴又は資格を有する者であって市町村が適当であると認めた者」とあるが、そもそも、プログラムとして想定されるものはどのような内容（資格）で、市町村が適当と認める研修はどのような内容を想定しているのか。	民間事業者が実施しているペアレントトレーニングの資格や、ペアレント・プログラム、児童相談所等が行う保護者支援プログラムに関する研修等を想定しています。市町村の実情に応じて適切にご判断ください。	
6	補助単価が 4 回以上の連続講座を想定するとのことだが、途中離脱や欠席などでプログラムを完了できなかった場合でも補助対象となるのか。	講座自体が 4 回以上の講座として実施されるのであれば、補助対象となります。	
7	親子関係形成支援事業によるペアレントトレーニングを保護者の自宅（訪問型）で提供しても差支えないか。	場所の指定はありませんが、グループワークやロールプレイを実施することとしており、定員は10名程度を目安に原則としてグループで実施することとしています。欠席等により、訪問してフォローすることなどは考えられます。	

No.	問	答	備考
8	補助基準額算出方法の具体如何。	プログラム（１講座）における回数に応じた基本分に、利用者の所得区分に応じた利用者負担軽減加算分を加えて算出します。 例）全５回の連続プログラムを実施。参加者のうち、市町村民税非課税世帯３人に対し利用者負担軽減を行う場合の補助基準額 （①＋②＝139,600円） ①基本分 ４回分90,080円＋１回分22,520円＝５回分 112,600円 ②利用者負担軽減加算分（所得区分に応じて適用可） ・市町村民税非課税世帯３人利用の場合 1,800円（１回あたり）×５回×３人＝27,000円 ※令和7年度交付要綱における額を用いて説明しております。	単価改定
9	利用者の自己負担額について、国の規定はあるか。	保護者支援臨時特例事業（令和３年補正予算安心こども基金において実施。現在は期間満了に伴い終了）においては利用者の自己負担上限を設定しておりましたが、令和６年度からの本施行においては、特段の定めはありません。利用者の自己負担額については、市町村で規定してください。自己負担を求める場合、所得区分に応じた利用者負担軽減加算を適切にご活用ください。	
10	1講座内のプログラムについて、同一日に複数回実施した場合、補助対象とすることは可能か。	同一日に複数回実施しても、補助対象とすることは可能です。ただし、講座内容の理解度や振り返りをする時間も必要と想定されます。実施方法については、本事業の趣旨を踏まえ、市町村において適切にご判断ください。	修正
11	親子の関係性等に不安を抱えている保護者等を募集要件としたうえで、公募で実施することは可能か。	公募としても差支えありませんが、公募と並行して特に支援が必要な家庭に対して適切に参加を促す等、特に支援が必要と考えられる対象層に支援を届けられるよう留意をおねがいいたします。	
12	要保護児童の保護者を対象としたペアレントトレーニングを個別で実施している場合、本事業に位置付けることはできるか。個別とグループを併用して実施する場合は位置付けてよいか。	本事業は、保護者同士の支え合い（ピアサポート）などの観点から、グループでの実施を念頭に置いているため、個別実施については補助の対象となりません。ただし、個別支援をグループワークの補習的に活用することはありうると考えており、事業の趣旨を踏まえ適切に判断ください。なお、児童相談所等において実施する「親子再統合支援事業」においては個別実施を行うことも可能なため、個別実施が必要と考えられる保護者については、必要に応じて児童相談所等と対応のご検討をお願いします。	

No.	問	答	備考
13	プログラムを離脱又は欠席した人に対して補習プログラムを設けた場合、補助金の対象としてよろしいか。	実施要綱　５実施方法（９）④において、個別に継続利用のための働きかけ（補習プログラムの提供、会場への付き添い、等）をお願いしており、補習プログラムについても補助金の対象となりえます。ただし、運営費については正規プログラムに対する補助額の中で調整することとし、追加講座を実施することをもってして、プログラムの講座数として新たに計上することはできません。	
14	直営で実施する場合でも、本補助金の適用は可能なのか。どのような費用が想定されるのか。	直営で運営される場合においても、本補助金の適用は可能です。ただし公立施設の正規職員の給与や手当に補助を充てる場合、交付税と二重交付とならないよう御留意ください。	
15	交付要綱における、「親子関係形成支援プログラム資格習得等支援」について、具体的にどのような資格を想定しているのか。	実施要綱に記載の事業要件を満たしうるペアレントトレーニング等を実施できる資格であれば、幅広く対象にしていただいて差し支えありません。	
16	実施要綱における親子関係形成支援プログラムとは、具体的にどんなプログラムを指すのか。障害分野で先行するペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは対象になるのか。	「親子関係形成支援プログラム」については、国としてお示ししている実施要綱等を参考にし、地域の実情に応じて柔軟に運用にいただくものになります。 障害分野で先行するペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムについては、実施要綱の５実施方法（１）に記載された内容及び地域の実情を踏まえたうえで適切であると判断されるのであれば、対象になりえます。	
17	障害分野で先行するペアレントトレーニングやペアレントプログラムの利用者負担については実施主体が判断することになっているが、親子関係形成支援事業で行う場合も同様か。	本事業の利用者負担額については地域の実情を踏まえて、無料も含めて市町村において設定可能です。	
18	事業実施にあたっては支援が必要な世帯にアウトリーチで参加を促すことが大切で、公募は前提ではないと認識しているが、その場合、要綱５（９）①に定める広報資料等による周知に関してはどのように実施すればよいか。	広報資料等による周知の方法については国として特段の定めはありません。例えば、広く多様な世帯にチラシ等で周知しても問題はありませんが、特に支援が必要な世帯に情報が行き届くよう、配慮をお願いいたします。	
19	連続講座について、グループワークを用いたプログラムを前提としつつも、例えば１プログラムのみ、講演会形式のプログラムを実施した場合、補助の対象になるか。	「親子関係形成支援事業の実施について」においては、事業の内容として、「保護者に対する講義、グループワーク、個別のロールプレイング」が挙げられている一方で、実施方法としては「原則として10名程度の定員を目安としたグループで実施する」としています。 このため、講座の中に、有識者が10名程度の目安の定員に対して、一方的に話を行うような、いわゆる「講義」形式のプログラムが含まれることはあり得ますが、プログラムの半分以上が「講義」形式を占める場合には、「原則として10名程度を目安としたグループで実施する」という実施方法にそぐわないものと考えられます。	